

2007年10月15日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

**2007年全国現業・公企統一闘争
水道、下水道等公営企業評議会職場改善の統一要求書**

住民の生命を守る水道や快適な住環境のための下水道行政などに尽力いただいている貴職に敬意を表します。

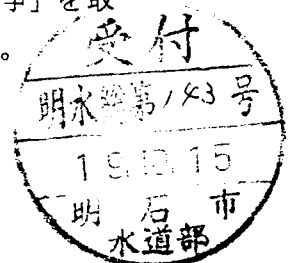
さて、「効率・採算」を全てに優先する規制緩和・「改革」の行革合理化は、「地方公営企業への民間経営手法導入の推進」という事態にたちいています。

これからの手法による委託、民間開放、民営化は憲法に定める住民の生存権保障義務の否定であり、住民の負託に背を向けた地方自治推進の放棄というしかありません。

貴職におかれましては、住民の共有財産として営々と築かれてきた公営企業職場を売渡すことなく、住民の命を守るために、日夜働きつづけている公営企業関係労働者が健康で働き続けられる労働条件改善に尽力いただきますよう強く求めます。

つきましては、下記のとおりブロック公企評統一要求及び別途提出の単組独自要求前進のため、本年10月26日を統一行動日とする「自治労全国現業・公企統一闘争」を取り組みますので、10月16日までに文章による誠意ある回答を要求いたします。

誠意なき場合は自治労組織を上げてたたかう事を申し添えます。



記

1. 直営堅持及び人員確保について

- ①包括的第三者委託、地方独立行政法人、指定管理者制度、市場化テストなどの導入については検討の段階から組合と十分協議をすること。人員削減を目的とした営業（業務）課全面委託や浄水場・処理場の運転監視委託など業務委託についても、現在まで『公』で行ってきた点を十分評価し、引き続き直営で公的責任を果たすこと。
- ②住民ニーズに対応する体制を確立するためにも人員配置については労使協議を行うこと。また、退職などによる欠員は正規職員で補充すること。
- ③希望者の全てが雇用される高齢者再任用制度の確立と、再任用職場の確立を行うこと。
- ④交代制職場での連続休暇取得が確保できるように交代勤務体制の充実を行うこと。
- ⑤緊急修繕業務などについては自然災害も含めて危機管理の一環として直営による体制を確立すること。また、夜間・休日などについての勤務体制が確立できない場合は緊急呼び出し手当・待機手当などによって待遇改善を行うこと。

2. 労働協約締結について

- ①施設の統廃合、新・増改築や機構改革など全ての労働条件の変更に関することは「事前協議」とし、その別添案の「事前協議協定」を締結すること。
- ②事前協議事項については組合と十分協議し、労使が合意に達するまでは一方的に行わないこと。また合意事項については文書で確認すること。

3. 労働時間短縮などについて

- ①公企労働者の労働時間を早期に1800時間に短縮すること。
- ②時間外・休日勤務縮減に向けて、36協定の中身の一層の見直しを行うこと。また、協約未締結の場合は労基法違反であり、早急に協定を締結すること。
- ③時間外勤務の時間単価の算定基礎には、分母については労基法に基づき「実労働時間」とし、分子については基礎賃金に「調整手当・企業手当・特殊勤務手当」などの月額固定支給額を参入すること。

4. 労働安全衛生について

- ①すべての事業場に安全衛生委員会を設置すること。50人未満の事業場などで委員会設置が困難な場合は労使対等で運営する「安全衛生協議会」を設置すること。また、年間の事業計画を策定すること。
- ②公務災害・労働災害にかかわる独自見舞金制度の確立を行うこと。
制度確立を行っている場合は死亡給付3000万円以上に増額を図ること。
- ③酸欠・硫化水素中毒事故の発生防止の対策を講じること。
- ④アスベスト対策として、在職者のみならず、退職者も含め健康診断の対象とすること。

5. 公企政策について

- ①水道・下水道事業の水質検査については水質の安全確保と運転管理の適正化をはかるため、事業体として責任もてる検査体制を確立すること。
- ②鉛管の取替え計画を早急に進めること。
- ③貯水槽水道については飲料水として適正な水であるように公的責任を果たすこと。
- ④合成洗剤は人体に有害であると同時に、水質汚染の原因でもあることから、職場で石ケンへの切り替えを進め、家庭でも切り替えをPRすること。
- ⑤地域水道ビジョン策定にあたって広く市民・職員の声を反映できるものとし、拙速な策定・公表とならないようにすること。
- ⑥下水道事業をめぐる現状を把握し、今後の下水道事業のあり方を再検討すること。

2007年10月15日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

貴職におかれましては、住民の生活に欠かすことのできない地方公営企業の事業推進に日夜努力されていることに対して心より敬意を表します。

さて、私たち明石市水道労働組合に結集する組合員は、公共の福祉の向上、「住民のための公営企業の確立」に向けて取り組みを進めてきました。水道事業も大変厳しい状況のなか労使の協議と信頼が重要です。

つきましては、厚生労働省の「公有公営が原則である」という考えに基づき、行政が責任を持って水道事業を運営することを基本に、住民のための公営企業の確立と関係労働者が定年まで健康で快適に働き続けられる条件づくりにむけ、下記のとおり要求します。なお、誠意ある文書回答を要請します。

記

1. 住民要望に適切に対応するため、業務を見直し、その業務量に見合った配置を行うこと。また、退職、職種変更等により欠員が生じる場合は、正規職員で補充すること。
2. 第三者委託に道を開く水道法改正を口実にした安上がり・責任逃れの委託を行わず、直営で公的責任を果たすこと。また、現在委託を行っている事業については、委託の是非について事業の見直しを行うこと。

3. 労働組合法および地公労法の定めにより、公営企業労働者に認められている労働協約締結権に基づき、すべての確認事項は書面により協定すること。
4. 来年度の人員配置について、協約を締結すること。(臨職を含む)
5. 明石市水道事業経営改善実施計画並びに明石市行政改革実施計画において挙げられている諸課題について、事前協議制を充分徹底すること。また、協議事項については、組合と合意に達するまでは実施しないこと。
6. 水道事業における将来計画について説明するとともに、引き続き組合と充分に協議すること。
7. 魚住浄水場夜間等運転業務委託については、組合と充分協議すること。
8. 高齢者雇用についての今後の考え方を明らかにすること。
9. 危機管理にかかわる予算を措置すること。
10. 施設の改善等に関することについては、別途協議すること。

2007年10月15日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

自治体ライフライン事業「災害時における危機管理体制の確立」に関する要求書

貴職におかれましては、住民の生活に欠くことのできない地方公営企業の事業推進に日夜ご努力されていることに対して心より敬意を表します。

さて、自治労兵庫県本部公営企業評議会に結集する私たちは、これまで「住民のための地方公営企業政策の確立」にむけ取り組んできました。私たちは大潟水や阪神・淡路大震災という未曾有の災害に直面し、あらためてライフラインの重要性を認識しているところです。今年も3月に能登半島地震、7月に新潟県地優越沖地震と続けて震災に見舞われて、自治労としても復旧支援に取り組みました。

つきましては、阪神・淡路大震災の貴重な経験を踏まえ、地方公営企業の使命である住民生活を守るため、速やかに災害に関する総合的な諸施策を講じられるよう、下記の通り要求します。

記

1. 施設の検証と施策の確立について

- (1)地震あるいは潟水・豪雨及び寒波等々、水道・下水道・ガス事業に著しい影響を与える災害を想定し、施設の検証を行うこと。

(2) 災害に強い施設等の整備に向け、方針を確立するとともに、年次目標を定め具体的諸施策を講じること。

2. 災害発生時の体制について

- (1) 災害時における職員の出動計画を定め、周知徹底を図ること。
- (2) 災害時を想定した職員の初期活動を確立すること。
- (3) 現行の災害対策方針の検討・見直しを図るとともに、災害対策本部の役職体制及び任務分担等について確立すること。検討にあたっては、特に阪神・淡路大震災を想定したものとすること。

3. 災害復旧(基幹施設・管路の復旧・応急供給等)について

- (1) 災害時における応急復旧・応急供給活動に関する目標を定めるとともに、具体的実施計画を確立すること。あわせて、応急復旧・応急供給活動の優先順位を定め、合意を図るよう事前の対策を講じること。

4. 自治体間等の応援について

- (1) 災害時における相互の応援協定を他の自治体及び事業体との間で締結すること。
- (2) 災害時において指定工事店や建設業者等から支援を円滑に得られるよう、事前の取り決めをしておくこと。

5. 教育・訓練及び広報活動について

- (1) 職員に対して災害に関する総合的な研修を系統的に実施すること。
- (2) 災害訓練の実施に際しては、職員・住民・企業・関係業者等の参加を図るなど、充実した内容で実施すること。
- (3) 災害を想定して、市民の事前対策や災害時の役割を定め、広報などを通じ理解を求めておくこと。

6. その他

- (1) 災害時におけるボランティアの活動について方針を確立すること。
- (2) 災害に強い水道・下水道・ガス施設整備等に要する費用に関し、国・自治体に対して補助制度の拡大・補助率の改善を求めること。
- (3) 健康に配慮した労働形態、その労働形態を除外・軽減する疾病者等の範囲及び検討・決定方法、労働安全衛生体制及び委員会活動のあり方を、災害の程度・規模に応じて決めておくこと。
- (4) 災害発生に備えた諸方針の策定にあたっては、労使の検討委員会を設置するとともに、労働組合の参画について積極的に対応すること。

以 上